

新しい 中小企業支援制度が始まります！

市では平成25年度から、市内の産業振興をはかるため、市内で新事業や経営革新、新技術の販路拡大を行おうとする中小企業者をバックアップする新しい支援制度を設けました。ぜひ、ご活用ください。



産業部 商工観光課
995-1857

〈裾野市特別政策資金利子補給事業〉

静岡県特別政策資金融資制度とふじのくに先端医療総合特区にかかる利子補給を利用する中小企業者の方を対象に、上乗せで利子補給することにより、市内で開業や新事業を行おうとする中小企業者の方のバックアップを図る制度です。

対象制度／国制度▶総合特区支援利子補給

県制度▶開業パワーアップ支援資金、新分野貸付、経営革新等貸付、成長産業分野支援貸付（市指定の要件に限る）、クラスター産業分野支援貸付

対象者／対象制度を利用して融資を借り受けた市内の中小企業者で、市内で1年以上継続して同一の事業を営む（ただし、開業パワーアップ支援資金借入者は、1年以上継続して事業を営んでいる必要はありません）、市税を滞納していない方

利子補給率／0.47%

補給期間／国制度▶5年 県制度▶10年

申込方法／資金を借り入れた日から1月以内（すでに当該資金を借り入れた中小企業者はこの限りではない）に、以下の書類を市商工観光課に提出してください。

- 申請書●借入金融機関が発行する返済予定表の写し●特別政策資金借入者は、静岡県特別政策資金融資制度要綱別表に記載されている提出書類の写し●推薦通知者は、総合特区支援利子補給金支給対象事業者の推薦通知書の写し

〈裾野市中小企業経営革新事業補助金〉

県から経営革新計画の承認を受けた中小企業者の方を対象に事業経費を補助する制度です。

対象者／経営革新計画の承認を受けた市内の中小企業者で、市税を滞納していない方

補助額／補助対象経費の2分の1以内で、1つの経営革新事業につき100万円を上限とします。

申込方法／以下の書類を市商工観光課へ提出してください。

- 申請書●事業計画書●収支予算書●経営革新計画の承認書の写し●市税に滞納がないことの証明書

〈裾野市中小企業販路拡大事業補助金〉

新製品や新技術の販路拡大を図るため展示会や見本市に出展する中小企業者の方を対象に小間料や会場使用料を補助する制度です。

対象者／市内の中小企業者で、市税を滞納していない方

補助額／補助対象経費の2分の1以内で、10万円を上限とします。

申込方法／展示会・見本市などの開催10日前までに以下の書類を市商工観光課へ提出してください。

- 申請書●出展する展示会、見本市などの概要書で、小間料又は会場使用料が記載されたもの●出展する製品等の概要書●市税に滞納がないことの証明書

詳しくは商工観光課へお問い合わせください。